

「愛媛県障がい者スポーツ魅力度向上推進事業企画運営業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「愛媛県障がい者スポーツ魅力度向上推進事業企画運営業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

愛媛県障がい者スポーツ魅力度向上推進事業企画運営業務

3 目的

県障がい者スポーツ大会では、コロナ禍以前において毎年1,600人以上の選手が出場するなど、多くの障がい者がスポーツ活動に参加していたが、令和6年度は981人の参加にとどまっており、依然として障がい者のスポーツ意欲の低下や社会参加の停滞がみられる。

そのような中、昨年開催されたパリパラリンピックでは、本県ゆかりのパラアスリート選手が金メダルを獲得するなど、県民の障がい者スポーツへの関心が大いに高まったところであるが、今後はその関心をしっかりと次世代につなぎ、更に高めていくことが重要である。

そこで今年度は、タイムアタックなどのゲーム要素を加えた体感イベントを南予で実施するほか、障がい者スポーツの魅力を県民に広くPRする特集動画を制作することで、障がい者スポーツの魅力を主に子どもたちに発信するとともに、健常者の障がいへの理解促進を図ることを目的とする。

4 事業費（委託料）

5,940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年11月30日まで

6 業務実施方針

本業務の趣旨、及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

(1) 子どもたちが障がい者スポーツを楽しむことができるように

障がい者スポーツの魅力が存分に体感できる演出や仕掛けにより、主に子どもたちに障がい者スポーツの楽しさが伝わるような内容とするとともに、イベントの盛り上げを図ること。

なお、前提として、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加できるイベントとすること。

(2) 積極的な情報発信

イベント開催に当たって、メディアやSNS等を活用して多くの来場者が見込めるよう情報発信するほか、イベント終了後は、イベントの様子を撮影した動画等を活用し、メディアやSNS等の広報媒体を通じて先進的な取組内容を積極的に情報発信するとともに、県内の障がい者スポーツやパラアスリートの魅力が詰まった特集動画を別途制作し、愛媛県の障がい者スポーツのイメージ向上につなげること。

(3) イベント後の競技普及拡大

イベントの運営に当たっては、県内で活動している障がい者スポーツ団体を活用し、今後の競技の普及につながるものとする。

7 業務内容

下記に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 体感イベントの開催

開催条件は下記のとおりを想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定する。また、使用施設と県が提供する競技用具以外に必要な事項については、受託者で用意する。

○事業実施日：令和7年10月12日（日）

10：00～15：00（オープニングイベント10：00～ 競技11：00～）

○実施場所：道の駅 八幡浜みなと 芝生広場

○使用施設：【会場】道の駅 八幡浜みなと（雨天時：みなと交流館）

【駐車場】八幡浜みなと第1、第2駐車場等

○参加者：約1,000人（体験者・観覧者1,000人）

①企画

下記の内容を踏まえ、企画すること。

ア. 実施競技

概ね以下の競技を取り入れ、すべての競技をクリアするまでの総合タイムを競うような内容（好成績者には豪華景品を贈呈）とすること。ただし、県または関係団体等との協議により、競技内容を変更することで障がい者スポーツの魅力が更に伝わると判断した場合には、この限りではない。

【競技内容】

- ・車いすテニス（的当てチャレンジ）
- ・車いすバスケット（シュートチャレンジ）
- ・光るボッチャ（スローイングチャレンジ）※ジャックボールに近付ける
- ・光るフライングディスク（アキュラシーで得点を競う）
- ・ブラインドサッカー（シュートチャレンジ）
- ・車いすレース（タイムレースチャレンジ）

イ. 競技以外のイベント

子どもたちが楽しめるような催し物（例：輪投げ、ヨーヨーすくい等）やエ

ンタメ要素を取り入れるなど、主に子どもたちが気軽に来場できる雰囲気を作成すること。

また、11月に東京で初開催するデフリンピックの機運を高めるためのPRブースを設置すること。

ウ. 情報発信

10分程度の映像（イベント当日の様子を含む）を作成し、テレビなど独自の発信チャンネル等により積極的に情報発信を行うこと。なお、映像は愛媛県YouTube公式チャンネル等に掲載するため、県の申し出により無償でのコンテンツの二次利用を認めること。

②運営

ア 実施競技の運営に必要な人員を確保すること。その際、愛媛県障がい者スポーツ指導者協議会や県内で活動している障がい者スポーツ団体である一般財団法人愛媛陸上競技協会や愛媛県障害者フライングディスク協会などに競技運営の主な役割を担ってもらうこと。

イ 会場設営は受託者で行うこと。その際、参加者等に配慮した動線を確保すること。（通路、段差、スロープ等）

ウ 参加者が休憩できるスペースを確保、設営すること。

エ 障がい者等へ配慮し、参加者が安全に楽しめるイベントとなるよう必要な人員等を配置すること。（手話通訳者、要約筆記者、医師等）

オ イベントで使用する会場周辺施設等の安全管理を行うこと。

(2) 特集動画の制作

県内の障がい者スポーツやパラアスリートの魅力が詰まった特集動画（10分程度）を制作すること。なお、制作に当たっては、障がい者スポーツ団体やパラアスリートへの取材等を行うなど、本県の障がい者スポーツの魅力が広く県民にPRできるものとする。

(3) 独自提案

障がい者に対する普及・振興につながるような企画の提案も可能とする。

8 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。

(3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

- (1) 本業務は、愛媛県「三浦保」愛基金を活用した事業であるため、本業務の成果物には同基金のシンボルマーク等を添付すること。なお、シンボルマーク等のデータは、委託者から受託者に提供するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては委託者と協議を重ねながら実施するものとする。